

# 令和6年度 松賀中学校 学校の部活動に係る活動方針

部活動を通して、スポーツや文化的な活動に親しませ、学習意欲の向上、主体性や協調性、責任感や連帯感、規律と礼節等を育み、学校教育目標である「夢や目標に向かって挑戦し、未来をたくましく生きる生徒の育成」、知・徳・体のバランスのとれた生徒を育てることを目指し、次のとおり部活動に係る基本方針を定める。

## 1 適切な運用のための体制について

### (1) 活動計画について

- ① 顧問は、年間及び1か月の活動計画を作成し、管理職に提出するとともに、作成した計画を保護者に配付し、活動日及び活動時間、大会参加等、活動計画について周知を図る。
- ② 臨時的に活動しなければならない場合（大会・大会前等）は、事前に管理職の了解を得るとともに、保護者に周知し、理解を得る。

## 2 安全で効率的・効果的な活動の推進について

- (1) 部活動の実施に当たっては、「生徒の心身の健康管理」、「事故防止」及び「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。
- (2) 生涯を通じてスポーツ・芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションの充実による意欲の向上と生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定について

### (1) 休養日について

- ① 週当たり2日以上休養日を設定する。平日の休養日は木曜日とする。週末は少なくとも1日以上を休養日とする。長期休業中は、週当たり2日以上休養日を設定する。
- ② 週末に大会やコンクール、練習試合等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

### (2) 平日の活動時間について

#### ① 朝練習

- ・朝練習開始時刻は、7時00分以降とする。
- ・休養日は、生徒の健康管理の観点から、朝練習は行わない。

## ② 放課後の練習

| 活動月          | 活動時間      |
|--------------|-----------|
| 4月1日～ 9月30日  | HR後～18:00 |
| 10月1日～10月31日 | HR後～17:30 |
| 11月1日～ 1月15日 | HR後～17:00 |
| 1月16日～ 1月31日 | HR後～17:15 |
| 2月1日～ 2月28日  | HR後～17:30 |
| 3月1日～ 3月31日  | HR後～17:45 |

- ・1日の活動時間は、2時間程度とする。※5時間授業の日は活動時間の終わりを17:00とする。
- ・原則、大会1週間前の30分の延長を認める。
- ・活動終了後10分以内に完全下校とする。

### (3) 学期中の週末及び長期休業中の練習について

- ① 学期中の週末及び長期休業中の活動時間は、3時間程度とする。
- ② 活動開始前及び活動後は、生徒の健康観察を必ず実施する。特に気温の高い日は、熱中症予防のため、適度（30分に1回程度）な休憩をとる。
- ③ 大会、コンクール、練習試合、合同練習や地域ボランティア等に係り、保護者の理解を得ている場合はこの限りでない。
- ④ 大会前に限り、管理職が認め、保護者の理解を得ている場合はこの限りでない。

### (4) 大会への参加について

- ① 大会等への参加については、必ず管理職の許可を得る。また、参加計画を作成し、保護者に周知を図る。
- ② 大会参加時は、生徒に松賀中学校の一員であることを自覚させ、礼儀やマナー等の指導も行う。

## 4 その他

- ① 部活動への参加は希望制とする。ただし、安易な部活動への参加や転部は認めない。原則として3年間同じ部で活動する。
- ② 部活動開始前は定められた時間までに部毎にグラウンドへ集合し、“部活動前集合”を行う。部活動に無断欠席をしない。
- ③ 定期試験前の部活動停止期間は、原則3日（土・日を含む）とする。
- ④ 気象警報が発令された場合は、学校の措置規定に準ずる。